事業主の皆さん！
障害者雇用への第一歩を踏み出してみませんか！

鹿児島県

障害者雇用体験事業のご案内





©鹿児島県ぐりぶー

この事業は，障害者の雇用経験のない事業所において，短期の雇用体験（最長14日間）を実施することで，お互いの不安・問題点を解消し，障害者の雇用の機会を拡大しようとするものです。
障害者就業・生活支援センターが，事業主に奨励金を，障害者には手当をお支払いします。

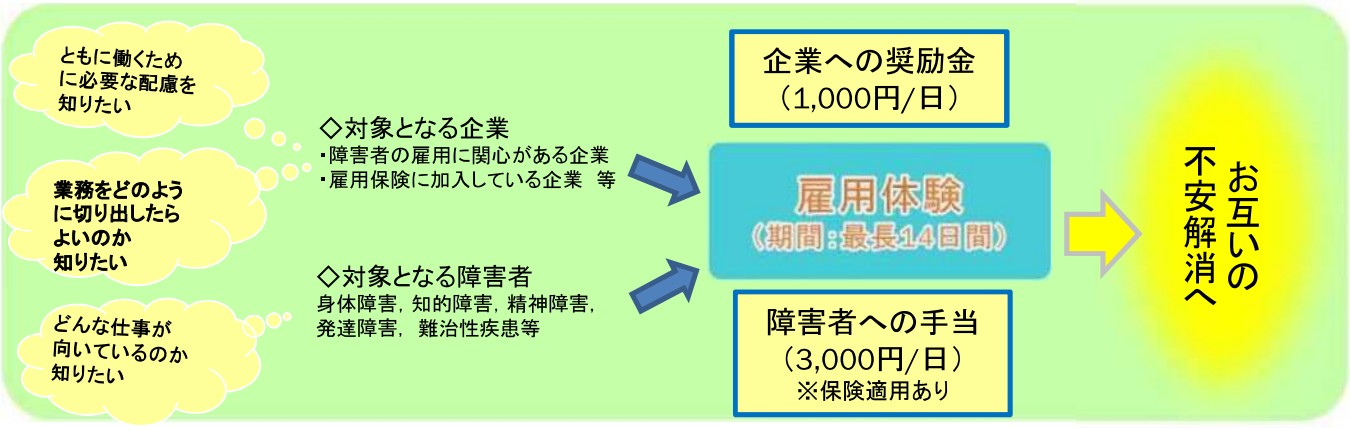

▼【お問合せ・お申込み】お近くの障害者就業・生活支援センターへ▼

名称	所在地	電話	FAX・メールアドレス
かごしま	〒892－0838 鹿児島市新屋敷町16番 鹿児島県住宅供給公社ビルC棟2階217号	099－248－9461	FAX:099－248－9462 E-mail:kssc@kagoshima-swc.jp
なんさつ	〒897－0302 南九州市知覧町郡135番地	0993－58－7020	FAX:0993－83－2858 E-mail:n-sc@po2.synapse.ne.jp
ほくさつ	〒895－0027 薩摩川内市西向田町11番26号	0996－29－5022	FAX:0996－29－5033 E-mail:hssc@kagoshima-swc.jp
あいらいさ	〒899－4332 霧島市国分中央1丁目4番23号 真奉会　地域総合支援センター内	0995－57－5678	FAX:0995－57－5522 E-mail:airaisa-els@shinpoukai.or.jp
おおすみ	〒893－0006 鹿屋市向江町20番18号 ビーハイヴ　おおすみ2F	0994－35－0811	FAX:0994－35－0812 E-mail:soudan-oshigoto@ninus.ocn.ne.jp
くまげ	〒891－3601 熊毛郡中種子町納官4093番地7	0997－28－3445	FAX:0997－28－3447 E-mail:kumage@yurisa.jp
あまみ	〒894－0036 奄美市名瀬長浜町5番6号 奄美市社会福祉センター4階	0997－69－3673	FAX:0997－69－3674 E-mail:ssa@kve.biglobe.ne.jp

全ての事業主は，社会連帯の考え方に基づき，障害のある方へ雇用の場を提供する共同の責務が有り，進んで雇入れに努めなければならないとされております（障害者雇用促進法第37条）。
障害者雇用を促進する施策として，以下のような雇用体験事業，障害者雇用を支援する県の優遇措置や雇入れに係る国の各種助成金制度があります。

令和7年度雇用体験事業実績

実施事業所数　102件
うち，雇用移行　62件
（雇用移行率60．8％）

雇用体験事業の流れ（一例）

事前調整・準備
- ・雇用体験の内容・条件の確認
- ・障害者就業・生活支援センター職員による職場見学（雇用体験内容の提案等）
- ・就職希望者による職場見学（雇用体験事業実施の意向確認）
- ・事前準備・調整等（日程，準備物の確認等）

体験実施
- ・障害者雇用体験事業の実施
  ※　最長14日間

振り返り
- ・振り返り（企業，就職希望者）

採用選考
- ・面接，求人票の提出，紹介状の交付等

→ 採用 / 不採用

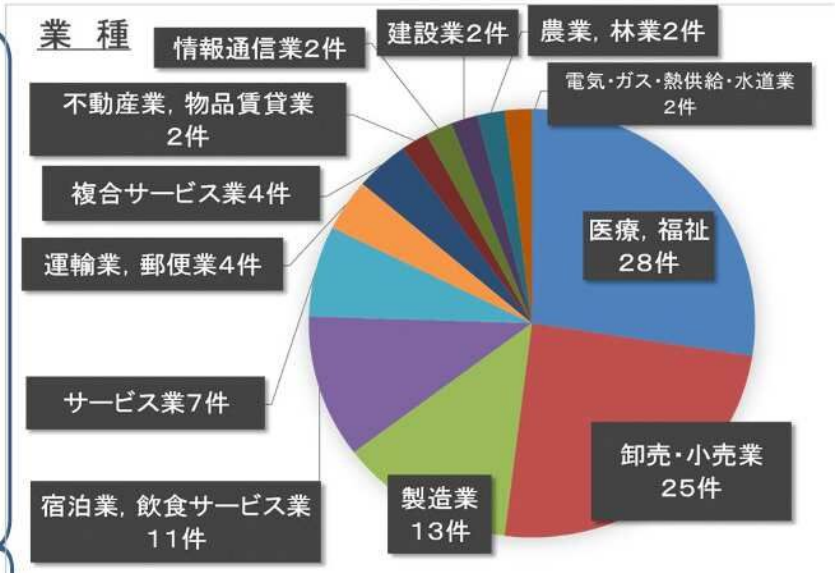

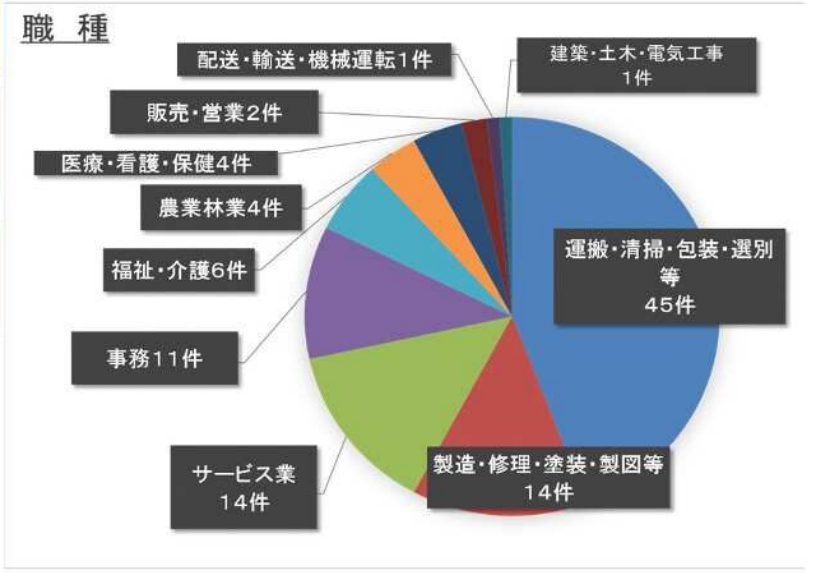

○障害者雇用を支援する優遇措置（官公需における優遇措置（鹿児島県））

名　称	内　容	問合せ先
障害者雇用促進企業等の物品調達における優遇措置	県の物品調達において，障害者を積極的に雇用している事業者，障害者就労施設等から積極的に物品等を調達している事業者を優遇	**鹿児島県庁　管財課** **電話：099−286−3826**
庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達における障害者雇用促進企業への優遇措置	県の庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達において，障害者を積極的に雇用している事業者を優遇	**鹿児島県庁　管財課** **電話：099−286−3798**
庁舎等の管理等の業務に係る競争入札参加資格の格付けにおける障害者雇用促進企業への優遇措置	県の庁舎等の管理等の業務に係る競争入札参加資格の格付けにおいて，障害者を雇用している事業者を評価	
建設工事入札参加資格審査格付等における障害者雇用企業への優遇措置	県の建設工事入札参加資格の格付等において，障害者を雇用している企業を評価	**鹿児島県庁　監理課** **電話：099−286−3490**